

建設業許可の取得について



行政書士なかひろ事務所

〒661-0012

尼崎市南塚口町2丁目1番2号

塚口さんさんタウン2番館2F

☎06 (4950) 0301 fax020 (4664) 1523

Mobile 090 (8884) 5346

Eメール k5gyousyo@gmail.com

行政書士 中廣琢二 / Nakahiro Takuji



建設業許可とは

一定規模以上の工事を請け負うために必要！

・建築一式工事・・・1件当たり1,500万円以上の工事

※延べ150㎡以上の木造住宅工事を請け負う場合にも必要

・その他の工事・・・1件当たり500万円以上の工事

※いずれも税込み金額

建設業許可がないのにこれらの工事を受注すると・・・

建設業法違反となります。

→3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(建設業法第47条)

建設業法上、最も重い罰則です！



建設業許可を取得するメリット



1. 企業の社会的信用力が高まる。
2. 大手企業の下請けに入るためには、建設業許可を持っていることが条件となっている場合がある。
3. 金融機関から融資を受ける際、建設業許可を持っていることが条件となっている場合がある。
4. 公共工事参入への第一歩となる。



建設業許可の種類

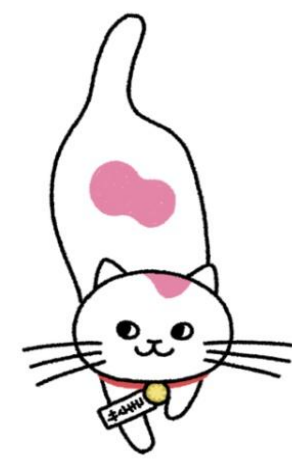
28業種に分類されています。

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・大工工事業
- ・左官工事業
- ・とび・土工工事業
- ・石工事業
- ・屋根工事業
- ・電気工事業
- ・管工事業
- ・タイル・れんが・ブロック工事業
- ・鋼構造物工事業
- ・鉄筋工事業
- ・舗装工事業
- ・しゅんせつ工事業
- ・板金工事業
- ・ガラス工事業
- ・塗装工事業
- ・防水工事業
- ・内装仕上工事業
- ・機械器具設置工事業
- ・熱絶縁工事業
- ・電気通信工事業
- ・造園工事業
- ・さく井工事業
- ・建具工事業
- ・水道施設工事業
- ・消防施設工事業
- ・清掃施設工事業

解体工事は・・・？

平成28年6月に新設されます。

平成28年6月より前は、「解体工事業」として独立した建設業許可業種はありませんでした。「とび・土工工事業」に含まれていたのです。しかし、解体工事業の専門性や、今後解体工事の需要の増加が見込まれることを踏まえ、43年ぶりに建設業法が改正され、**平成28年6月から「解体工事業」が新設**されます。



建設業許可の区分1

「特定建設業許可」と「一般建設業許可」

特定建設業許可

1件の工事につき下請け発注額の総額が3,000万円(建築一式の場合は4,500万円)以上なる場合は、特定建設業許可が必要

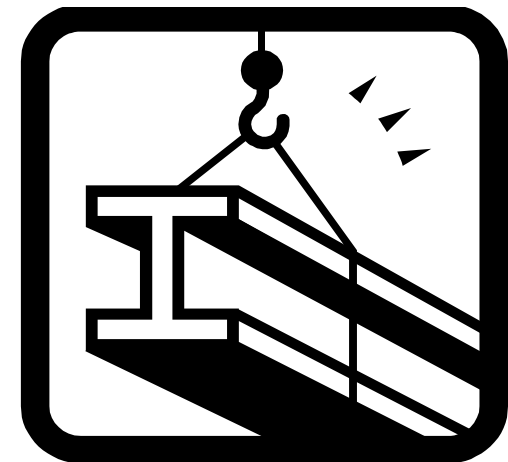


下請け企業を保護するため、一般建設業に比べて多くの規制がある。

- ①許可基準の強化(技術者の要件、財産的基礎)
- ②下請代金の支払い期日の規制および遅延利息
- ③下請代金の支払方法の制限
- ④下請業者の労賃不払いなどの立替え払い
- ⑤下請け業者の指導、違反是正、行政庁への通報
- ⑥施工体制台帳、施工体系図の作成
- ⑦工事現場への監理技術者の配置

一般建設業許可

下請け発注額の総額が3,000万円未満の場合は、一般建設業許可で可



建設業許可の区分2

「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」

国土交通大臣許可

契約権限を持つ「営業所」が2つ以上の都道府県にまたがる場合は、国土交通大臣許可



都道府県知事許可

営業所が1つの都道府県の区域内にしか存在しない場合は、知事許可

知事許可であっても、営業所の所在地以外の区域で工事を施工したり、営業活動することは、問題ない。

Q1 本店がA県、営業所がB県にある建設会社。下請けに出す金額が3,000万円未満の場合……

A1 **国土交通大臣許可 一般建設業許可** となります。

Q2 営業所がC県に複数ある建設会社。下請けに出す金額は3,000万円以上になる場合……

A2 **都道府県知事許可 特定建設業許可** となります。

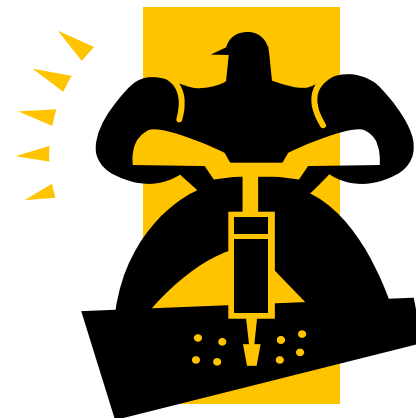
建設業許可を取得するための要件

- ①役員または事業主が建設業に関して一定の経営経験を持っていること(経営業務の管理責任者)
- ②資格・実務経験等を有する技術者がいること(専任技術者)
- ③建設業の営業を行う事務所があること
- ④財産的基礎・金銭的信用があること(500万円以上の資金)
- ⑤役員又は法人が誠実性を欠いたり、欠格要件に該当していないこと

ex.)・暴力団の構成員

・認知症で判断能力がない など

特に重要なのは①番目と②番目の要件です！



経營業務の管理責任者・専任技術者

■経營業務(経管)の管理責任者

許可を取ろうとする業種について5年以上の経営経験があること。その他の業種でも7年以上の経験を有していればよい。

常勤の役員であること(非常勤ではダメ!)

「支店長」や「営業所長」など、経営を補佐した経験が7年以上あればなることができる。

■専任技術者(専技)

国家資格または一定の実務経験を有する技術者を、営業所に「専任」で配置していることが必要。経營業務の管理責任者が兼務することもできる。

「とび・土工工事業」の場合⇒次ページの表参照

資格がなければ・・・

- ・土木または建築に関する高校・中学を卒業＋5年以上の実務経験
- ・土木または建築に関する大学・専門学校を卒業＋3年以上の実務経験

または10年以上の実務経験で代えられます。

しかし、10年間の実務経験を証明することは非常に難しい！

ex.)「前の会社とは折り合いが悪い」

・「独立してから付き合いがなく、今は疎遠だ」 などなど



解体工事業の専任技術者になれる資格

	資格等	根拠法等	必要な実務経験等
国家資格	一級土木施工管理技士	建設業法	
	二級土木施工管理技士（土木）	建設業法	
	一級建築施工管理技士	建設業法	
	二級建築施工管理技士（建築、躯体）	建設業法	
	技術士（建設部門、総合技術監理部門）	技術士法	
	一級とび技能士	職業能力開発促進法	
	二級とび技能士	職業能力開発促進法	合格後3年の実務経験
	解体工事施工技士	民間資格	公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施するもの

※平成27年度までに資格を取得している既存の技術者は、一級二級を問わず、一年の解体工事の実務経験または国土交通大臣が定める登録講習の受講が必要となります。



建設業許可の取得に当たり、ご用意いただきたい書類



許可要件に該当するか、以下の書面で確認します。

① 経管、専技の常勤性

- ・国民健康保険被保険者証(個人事業主の場合)
- ・健康保険被保険者証＋健康保険被保険者標準報酬決定通知書(法人の役員の場合)

② 経管の経営経験の確認

- ・5年分の確定申告書
- ・5年分の建設工事の内容、請負金額、工事期間が確認できる工事契約書、注文書、または請書、請求書など

③ 専技の技術者としての資格の確認

- ・10年分の建設工事の内容、請負金額、工事期間が確認できる工事契約書、注文書、または請書、請求書など

④ 財産的要件の確認

- ・金融機関の発行する預金残高証明書

⑤ 営業所の要件の確認

- ・自己所有の場合は建物の登記簿謄本、賃貸の場合は賃貸契約書

⑥ 健康保険・厚生年金・雇用保険の加入状況の確認

- ・法人または従業員を5人以上雇用している場合は必要です。

その他諸注意

■定款の「事業目的」

法人の場合、定款の事業目的に「建設業」や「電気工事業」など、工事を請け負うことが理解できる文言を入れておく。

申請時にはなくても構わないが・・・

誓約書に、次回決算変更届を提出するまでに、事業目的を追加・変更しておく旨を記載しておく。

■社会保険の完全加入

国土交通省は現在、建設業の社会保険未加入対策を進めている。

平成29年度までに、許可業者の加入率100%を目指している。

建設業許可の要件ではないが、もし加入していなければ、行政庁から加入するように指導がくる。



ご依頼の流れ

- 1、契約書を締結し、委任状をいただきます。
- 2、着手金をお支払い頂いた後、業務に着手します。
- 3、業務完了(申請)時に残金のお支払いをいただきます。

兵庫県への申請手数料

- ・新規許可 9万円(知事許可、一般建設業許可)
- ・業種追加 5万円

標準処理期間(申請から許可が下りるまでの期間)

- ・30日

行政書士の報酬(新規取得の場合)

▽法人の場合－12万9,600円(税込み)＋実費(郵送料、書類取得料など)

▽個人の場合－10万8,000円(税込み)＋実費(郵送料、書類取得料など)

※上記金額は基本料金です。ご請求金額は難易度によって変動いたします。

※法人設立もセットでご依頼いただいた場合は、割引いたします。

